

鳴沢村地域活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民による「地域づくり」を支援するため、住民が行う地域の活性化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、鳴沢村補助金等交付規則（平成3年規則第5号）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体等)

第2条 補助金の対象となる団体等（以下「補助対象団体等」という。）は、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 文化、体育、教育、福祉、地域振興、その他の地域的な課題に取り組む非営利活動を行う団体で、活動拠点が村内にあり村内で活動する団体
- (2) 5名以上で構成され、村内在住者が構成員の5割以上を占める団体
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体等が行う自主的な活動で、地域の活性化及び地域における課題の解決を目的とした事業とする。

2 次に掲げるものは、補助対象事業としない。

- (1) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (2) 国、県、他市町村又は村の他の補助金等の交付を受けている事業
- (3) その他、村長が適当でないと認めた事業

3 同一事業に対する補助は、3回を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接必要な経費とする。

2 次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 団体の維持運営に要する経費
- (2) 団体構成員の会員費及び謝礼等
- (3) 食糧費
- (4) 当該事業のみで使用されることが確認できない経費
- (5) 不動産の取得経費
- (6) その他、村長が適当でないと認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から事業の実施に伴う収入を除いた額とし、一事業につき30万円を限度とする。2回目以降は、10万円を限度とする。補助金の交付は、一事業に対し、年1回とし、3年を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(事業の審査及び認定)

第6条 補助金交付を受けようとする者は、地域活性化支援事業補助金事前相談書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出した後、事業の内容などを審査し、補助対象事業を決定する。

- (1) 構成員名簿及び役員名簿

- (2) 定款・規約・会則等

(審査委員会)

第7条 鳴沢村行政会議規則（平成21年規則第2号）第3条第2項に規定する課長会議において、審査する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。